

# 青森県報

第二千六百五十五号

平成十八年  
七月十九日  
(水曜日)

## 目 次

### 告 示

私立学校審議会の委員の定数の一部改正	(総務学事課)	一
介護保険法による居宅サービス事業者の指定	(高齢福祉課)	一
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定	(同)	一
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	(同)	二
家畜伝染病の発生	(畜産課)	二
道路の区域の変更	(道路課)	二
道路の供用の開始	(同)	三
公 告		
特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告	(県民生活文化課)	四
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示	(保健衛生課)	四
換地計画の決定	(農村整備課)	四
選挙管理委員会		
病院の長、老人ホームの長、身体障害者更生援護施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者更生援護施設及び保護施設の指定の一部改正	(事務局)	五

## 告 示

## 示

青森県告示第五百二十六号

昭和二十五年三月十四日青森県告示第七十六号（私立学校審議会の委員の定数）の一部を次のように改正する。

平成十八年七月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

「第十条」を「第十条第一項」に、「基き」を「よる」に、「を次のように定める」を「は、十一人とする」に改め、各号を削る。

青森県告示第五百二十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十八年七月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う事業所	指 定 年 月 日
氏 名 又 は 名 称 氏 名 名称又は 名称	主たる事務所の 所在地又は住所	名 称 所 在 地	
ふるさと介護株式会社	平川市光城七丁目四三	ふるさと温泉 平川市唐竹堀合五九の二	平成 一八・七・一〇

青森県告示第五百二十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成十八年七月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所	指月日定
有限会社新堂企画	上北郡東北町上北南四丁目三三〇八	ひまわり居宅介護支援事業所	上北郡東北町上北南四丁目三三〇八	平成 一六・七・六
医療法人恵仁会	三戸郡田子町大字田子字風張一の八	ケアセンター慈花苑	三戸郡田子町大字田子字風張二〇の二	一六・七・七

青森県告示第五百二十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十九条の九第一号の規定により公示する。

平成十八年七月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	名称	所在地	指月日定
ふるさと介護株式会社	ふるさと温泉	平川市光城七丁目四三	介護予防	平川市唐竹堀合五九の二	平成 一六・七・一〇	

1	番図面	種道路類の	路線名	変更の区間
市道			二二号線	平川市尾崎木戸口一八六の八から平川市尾崎稲元二〇二の一まで

青森県告示第五百三十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成十八年七月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑似患者の別	頭数	発生の場所又は区域	発月日生
ヨ一ネ病	牛	患者	一	上北郡七戸町	平成 一六・六・三〇
		患者、疑似患者の別	一	三沢市	一六・六・三〇
		患者	一	十和田市	平成 一六・六・二九

青森県告示第五百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十八年八月十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十八年七月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
前	一六・〇〇メートルから一六・〇〇メートルまで	一、七八五・六〇メートル	
後	一五・五〇メートルから一五・〇〇メートルまで	一、七八五・六〇メートル	

青森県告示第五百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十八年八月十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十八年七月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
-----	---------	---------

5	4	3	2
国 道 三 四 〇 号	国 道 一 〇 一 号	県 道 十 和 田 三 戸 線	県 道 畑 中 竹 鼻 線
八戸市南郷区大字泥障作字西山一の五から 八戸市南郷区大字泥障作字下長根二の一まで	西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町字川原地七七の一から 西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町字川原地七七の三〇まで	三戸郡新郷村大字戸来字日向山中三二の一から 三戸郡新郷村大字戸来字日向山中六五の三まで	南津軽郡田舎館村大字前田屋敷字東中野五五の二八から 南津軽郡田舎館村大字前田屋敷字南佃無番まで
後	後	後	後
二 一 三 ・ 〇 〇 〇 メ ー ト ル ま で	一 一 三 ・ 〇 〇 〇 メ ー ト ル ま で	三 八 九 ・ 〇 〇 〇 メ ー ト ル ま で	三 〇 七 ・ 六 〇 〇 メ ー ト ル ま で
二、三二〇・二〇メートル	一六四・〇〇メートル	二六九・〇〇メートル	一九七・〇〇メートル

一 国 道 一 〇 一 号	十 和 田 三 戸 線	畑 中 竹 鼻 線
西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町字川原地七七の一から 西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町字川原地七七の三〇まで	三戸郡新郷村大字戸来字日向山中三二の一から 三戸郡新郷村大字戸来字日向山中六五の三まで	南津軽郡田舎館村大字前田屋敷字東中野五五の二八から 南津軽郡田舎館村大字前田屋敷字南佃無番まで
一六・七・九	一六・八・一	平成一六・七・九

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年七月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日  
平成十八年六月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青森音楽療法研究会

三 代表者の氏名

佐々木 純子

四 主たる事務所の所在地

青森市大字野尻字今田五二の四 ねむのき会館内

五 定款に記載された目的

この法人は、音や音楽、または楽器による心身への“力”を学び、教育・医療・福祉などの現場でより効果的に利用できるよう実践・研究すると共に、音楽を通じて人々がふれあうことにより、広く一般市民に対して人間としての尊厳、個人としての想いを大切に、調和のある豊かな生活を誰もが送れるよう、援助することを目的とする。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十八年七月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称

液体クロマトグラフ/タンデム型四重極質量分析計の賃貸借契約

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県健康福祉部保健衛生課

青森市長島一丁目一の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成十八年六月三十日

五 契約の相手方の名称及び住所

みちのくリース株式会社

青森市橋本一丁目四の一〇

六 契約金額

五百九十九万三千八百二十円

七 契約の相手方を決定した手続

物品等の賃貸借契約に係る予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行い、かつ、物品等に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提示した者を相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成十八年五月十九日

換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、板柳中部地区の県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十八年七月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十八年七月二十日から同年八月十六日まで

三 縦覧の場所

板柳町役場

### 選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第六十二号

平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第四百号（病院の長、老人ホームの長、身体障害者更生援護施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者更生援護施設及び保護施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成十八年七月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一の表中

八甲病院	問屋町一丁目一五の二〇
------	-------------

を

青森保健生活協同組合生協 さくら病院	問屋町一丁目一五の二〇
-----------------------	-------------

に、

あおもり協立病院	二〇 大字大野字前田一〇三の
青森県立あすなる学園	〃 大字石江字江渡一〇一

を

あおもり協立病院	〃 東大野二丁目一の
青森県立あすなる医療療育センター	〃 大字石江字江渡一〇一

に、

青森県立さわらび園	〃 大字中別所字平山一六八
財団法人黎明郷弘前脳卒中センター	〃 大字扇町一丁目二の一

を

青森県立さわらび医療療育センター	〃 大字中別所字平山一六八
弘前脳卒中センター	〃 大字扇町一丁目二の一

に改める。

二の表中

保養センターループ緑寿の里	〃 六 大字田茂木野字大沢七八
---------------	-----------------

を

保養センターループ緑寿の里	〃 六 大字田茂木野字大沢七八
ビバ・イン松原	〃 奥野二丁目二〇の一

に、

妙水苑	〃 三八の三 大字妙字分枝三九の一・
-----	--------------------

を

妙水苑	〃 三八の三 大字妙字分枝三九の一・
ほつとハウス	〃 一 大字尻内町字熊ノ沢三五
結の郷	〃 三 南郷区大字中野字留長根

に改める。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭